

危険物施設における保安の充実方策のあり方検討会の 中間報告について

危険物保安室

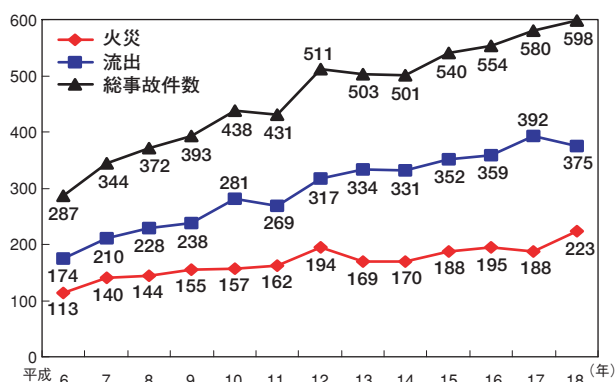
1. 背景

近年、危険物施設（指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所）における火災及び危険物の流出事故件数は、一貫して増加傾向にあります。また、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震発生への切迫性が指摘されており、地震時に危険物施設における災害発生が懸念され、危険物施設の更なる安全対策が急務となっています。

消防庁では、危険物施設における保安レベルの向上を図るとともに、多発する危険物施設における事故原因の究明を推進し、地震時等における被害軽減や事故防止など保安の充実につなげていくことを目的として、平成19年7月より「危険物施設における保安の充実方策のあり方検討会（座長：平野敏右 千葉科学大学学長）」を発足させ、以下の3点について検討を行い、中間報告として取りまとめました。

- ①危険物施設の事故防止対策のあり方について
- ②危険物施設の休止制度について
- ③自主保安の推進方策について

危険物施設の事故件数の推移



2. 危険物施設の事故防止対策のあり方について

1) 現状と課題

危険物施設における危険物の流出事故は、平成6年まで減少傾向を示していましたが、この年を境に増加傾向に転じ、平成18年中に発生した流出事故件数は、平成6年の約2.2倍となっています。こうした危

険物施設における事故が発生する原因として、腐食等劣化によるものが流出事故全体の3割強を占めています。このように危険物施設の劣化が進む中、切迫性が指摘されている大規模地震が発生した場合には、危険物施設から危険物が流出する事故が起こり、さらにはそれに起因する大火災や大爆発が発生する可能性が高まるといえます。

地震による危険物施設の事故発生状況

日本海中部地震（昭和58年）

青森県、秋田県を中心に被害
火災：1件、流出：26件

秋田市では、屋外タンク貯蔵所の火災1件、流出事故5件が発生。

三陸はるか沖地震（平成6年）

青森県を中心に被害 流出：21件

六ヶ所村のコンビナート地域は、屋外タンク貯蔵所で流出事故が14件発生し、当該地区の約15%の屋外タンクが被害を受けた。

新潟県中越沖地震（平成19年）

新潟県柏崎市を中心に被害
流出：7件、破損：62件

柏崎市内の危険物施設の約1割が被害を受けた。（速報値）

兵庫県南部地震（平成7年）

兵庫県を中心に甚大な被害
火災：5件、流出112件、破損：1,055件

2) 危険物流出等の事故原因の調査体制の現状

危険物施設における事故防止対策の第一歩は、それぞれの事故原因を精確に調査し、その結果を踏まえて、危険物施設の技術基準の見直しや施設点検技術の向上などの確かな事故防止対策につなげることです。しかし、現行の消防法では、消防機関による火災原因調査の制度はあるものの、火災に至らない危険物施設における危険物の流出、危険物施設の破損等の事故（以下「危険物流出等の事故」という。）に対する原因調査の制度は十分でないことや調査マニュアルの未整備、消防学校における教育の未実施などもあり、効果的な原因調査を行うことが困難な状況にあります。

3) 危険物流出等の事故原因の調査体制の充実方策の考え方

危険物流出等の事故原因を効果的・効率的に究明できるように火災原因調査制度を参考にした調査制度を整備するとともに事故調査マニュアルを整備し、これを活用した教育カリキュラムの充実を図ることの必要性を案として取りまとめました。

3. 危険物施設の休止制度について

1) 現状と課題

危険物施設の休止制度については、大部分の消防本部で運用されていますが、休止に係る事務手続き

消防本部における休止制度の運用実態に係るアンケート調査結果(概要)

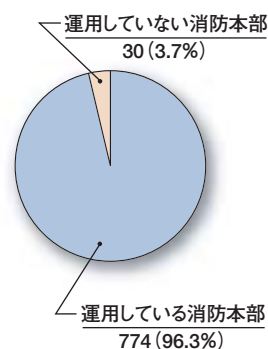
- 危険物施設の許認可事務を行っている消防本部数: 804

- 休止制度を運用している消防本部数: 774

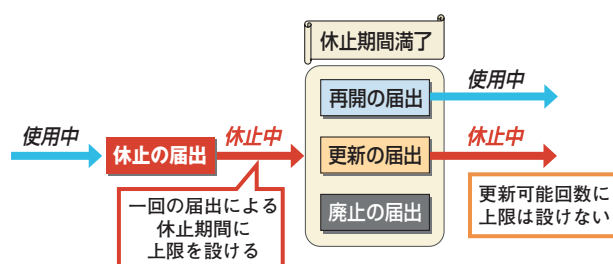
- 現在休止状態にある危険物施設数(推定): 約1万

- 屋外タンク貯蔵所、給油取扱所、地下タンク貯蔵所の休止が多い

休止制度の運用の有無



休止制度に係る手続等(案)



休止の届出

次の要件を確認する。

- 休止の定義に合致していること。
- 休止中の保安上の措置が講じられていること。
- 休止中に講ずべき保安上の措置が記載された予防規定が認可されていること。

必要に応じて立入検査を実施

更新の届出

次の要件を確認する。

- 休止の定義に合致していること。
- 休止中の保安上の措置が講じられていること。
- 休止中の定期点検結果(猶予されている部分を除く)が技術上の基準に適合していること。

必要に応じて立入検査を実施

再開の届出

次の要件を確認する。

- 猶予されていた保安検査を受検し、その結果が技術上の基準に適合していること。
- 定期点検結果が技術上の基準に適合していること(猶予されていた点検項目を含む)。

必要に応じて立入検査を実施

や休止中の保安のための維持・管理要件、再開時の保安上の要件が消防本部により様々であり、統一的指導が行われていないのが現状です。

2) 休止制度の考え方

休止状態にある危険物施設に対する合理的、統一的な維持・管理要件の下で、危険物施設の休止中における維持・管理に係る義務の合理化を図るとともに、再開時における保安水準を一定以上確保するために、危険物施設の休止を法令上の制度とする必要性を案として取りまとめました。

4. 自主保安の推進方策について

1) 現状と課題

危険物施設を有する事業所の自主保安の推進については、認定事業所制度*を活用した取組が行われていますが、認定事業所制度を活用している事業所数は16にとどまっています。

また、規制改革・民間開放推進3か年計画(再改訂、平成18年3月)において、自主検査が可能となる認定制度・基準・事後措置について安全の確保を前提に検討を行うことが閣議決定されています。

※市町村長等が、認定した事業所の自主検査結果を活用して完成検査又は完成検査前検査を実施する仕組み

2) 自主保安の推進方策の考え方

認定事業所制度を活用し、自主保安の推進を行うための措置として、完成検査済証交付の迅速化(原則、即日交付)及び認定事業所制度における変更工事種別の拡大について案として取りまとめました。

変更工事の種別の拡大(案)

認定事業所が実施する次の変更工事(完成検査)

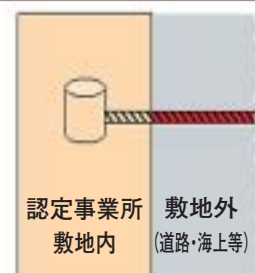
① 特定屋外貯蔵タンクの本体に係る変更工事



特定屋外貯蔵タンクの本体

※特定屋外貯蔵タンク以外の容量1,000キロリットル以上のタンクの本体の工事は含まない。

② 移送取扱所に係る変更工事



認定事業所 敷地内
敷地外(道路・海上等)

製造所等
認定事業所制度対象(従来部分)
移送取扱所
認定事業所制度対象(拡大部分)